３　本協定の効力発生の時期
本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。
第２　共益的債権及び優先債権の取扱い
共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。
第３　一般債権の取扱い
清算会社は、一般債権につき、以下のとおり支払う。
⑴　弁済日
清算会社が特別清算開始決定の日に有する全ての資産を換価（放棄を含む。）した日（以下「換価終了日」という。）又は本協定の認可決定が確定した日の、いずれか遅い日の属する月の翌々月の末日限りとする。
⑵　弁済金額
ア　株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」という。）への弁済
清算会社の換価済みの資産総額から弁済日において発生済み及び発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除した残額の全て
イ　徳島銀行以外の協定債権者への弁済
０円
第４　債務免除
１　徳島銀行による免除
⑴　徳島銀行は、本協定の認可決定日をもって、元本債権の内、本協定の認可決定日において、口座種別を問わず、徳島銀行内に清算会社名義にて預け入れられた預金残高の合計額（以下「本件預金残高合計額」という。）を控除した残額、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
⑵　上記第３に定める弁済の実施にあたり、当該弁済額が本件預金残高合計額を超えるときは、徳島銀行は、当該弁済金の受領時に、その超過額の範囲で本項⑴に定める免除を撤回する。
２　徳島銀行以外の協定債権者による免除
徳島銀行以外の協定債権者は、本協定の認可決定日をもって、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
第５　新たな財産が発見された場合
１　換価終了日の翌日以降に新たな清算会社所有の財産が発見された場合は、清算会社は速やかにこれを換価し、弁済日の前日までに換価が完了したときはこれを弁済日に徳島銀行に対して弁済し、弁済日以降に換価が完了したときはこれをその換価が完了した日から１か月以内に徳島銀行に対して弁済する。
２　前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で徳島銀行は第４、１に定める免除を撤回する。
補則　連帯保証債務の取扱い
徳島銀行は、同行が清算会社に対して有する一般債権について和田稔宏氏が負担する連帯保証債務に関し、本協定の認可決定日をもって、全て免除する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第６号
徳島市八万町大坪275番地１
清算株式会社　株式会社ダブルティエムサービス
代表清算人　溝端　浩人
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　用語の定義
⑴　共益的債権
清算会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑵　優先債権
清算会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　一般債権
協定債権のうち、共益的債権及び優先債権に該当しない債権をいう。
２　弁済に関する通則的事項
本協定案に定める弁済は、原則として、清算会社が、各協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の前日までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理弁護士の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。
３　本協定の効力発生の時期
本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。
第２　共益的債権及び優先債権の取扱い
共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。
第３　一般債権の取扱い
清算会社は、一般債権につき、以下のとおり支払う。
⑴　弁済日
本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日限りとする。
⑵　弁済金額
ア　株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」という。）への弁済
清算会社の換価済みの資産総額から弁済日において発生済み及び発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除した残額の全て
イ　徳島銀行以外の協定債権者への弁済
０円
第４　債務免除
１　徳島銀行による免除
⑴　徳島銀行は、本協定の認可決定日をもって、元本債権の内、本協定の認可決定日において、口座種別を問わず、徳島銀行内に清算会社名義にて預け入れられた預金残高の合計額（以下「本件預金残高合計額」という。）を控除した残額、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
⑵　上記第３に定める弁済の実施にあたり、当該弁済額が本件預金残高合計額を超えるときは、徳島銀行は、当該弁済金の受領時に、その超過額の範囲で本項⑴に定める免除を撤回する。
２　徳島銀行以外の協定債権者による免除
徳島銀行以外の協定債権者は、本協定の認可決定日をもって、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
第５　新たな財産が発見された場合
弁済日の翌日以降に新たな清算会社所有の財産が発見された場合は、清算会社は速やかにこれを換価し、その換価が完了した日から１か月以内に徳島銀行に対して弁済する。この場合、当該弁済額の範囲で徳島銀行は第４、１に定める免除を撤回する。
補則　連帯保証債務の取扱い
徳島銀行は、同行が清算会社に対して有する一般債権について和田稔宏氏が負担する連帯保証債務に関し、本協定の認可決定日をもって、全て免除する。
徳島地方裁判所民事部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第１９号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　辻産業株式会社
管財人　小杉　丈夫
１　決定年月日　平成24年３月31日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第２０号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　株式会社テスコ
管財人　小杉　丈夫
１　決定年月日　平成24年３月31日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第２１号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　辻マリンサービス株式会社
管財人　小杉　丈夫
１　決定年月日　平成24年３月31日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第２２号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　有限会社エース工業
管財人　小杉　丈夫
１　決定年月日　平成24年３月31日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部